

給 生 - 1 0 3

令和4年4月21日

内 閣 総 理 大 臣    岸 田 文 雄 殿  
財 務 大 臣    鈴 木 俊 一 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

**民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに  
国家公務員の退職給付に係る本院の見解について**

令和3年7月30日に貴職から御依頼のあった標記の件について、民間企業における退職一時金及び企業年金の実態調査を行うとともに、国家公務員の退職手当及び国家公務員共済年金の退職等年金給付（経過的職域加算額を含む。）との水準比較を行いました。

本件について本院の取りまとめた調査結果及び見解は、別紙のとおりです。

## 別 紙

### I 民間及び公務における退職給付調査の結果

#### 1 民間企業の退職給付調査の結果

令和3年7月、国家公務員の退職給付制度を所管している内閣総理大臣及び財務大臣から人事院総裁に対し、国家公務員の退職給付の官民均衡を確保するため、民間の退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解の表明について要請があった。

これを受けて、本院は、職員の給与等を担当する専門機関として、平成18年、平成23年及び平成28年に調査の実施と見解の表明を行っている経緯があること、国家公務員の退職給付は職員の退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格も有していること等を踏まえ、民間企業の退職給付の制度及び支給額の調査を実施した。

##### (1) 調査方法

この調査においては、企業規模50人以上の全国の民間企業45,605社(母集団企業)から企業規模及び産業分類別に層化無作為抽出法によって抽出した7,562社を対象に、退職一時金及び企業年金(以下「退職給付」という。)の実態について調査を行い、調査結果の集計は母集団に還元して行った。

主な調査項目は、令和2年度における各民間企業の事務・技術関係職種の常勤従業員に適用される退職給付制度と令和2年度中に勤続20年以上で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員(大学卒(大学院修了を含む。))及び高校卒)の退職給付の支給額である。

## (2) 調査結果の概要

今回の調査においては、標本企業7,562社から調査時において企業規模不適であったもの等を除いたもののうち回答のあった3,677社について集計を行った。また、退職給付の支給額については、退職給付制度がある企業における退職者の退職給付の支給額を集計した。

調査結果の概要は以下のとおりである。

### ① 退職給付制度の概要

#### ア 退職一時金制度及び企業年金制度の普及状況（別表第1）

退職給付制度がある企業の割合は、92.3%（平成28年に本院が実施した退職給付の調査（以下「平成28年調査」という。）では92.6%）となっている。そのうち、退職一時金制度のみがある企業の割合は52.1%、企業年金制度のみがある企業の割合は10.8%、退職一時金制度と企業年金制度を併用している企業の割合は37.0%となっており、退職一時金制度がある企業の割合は89.2%（平成28年調査では88.0%）、企業年金制度がある企業の割合は47.9%（平成28年調査では51.7%）となっている。

#### イ 退職一時金制度について（別表第2）

退職一時金制度がある企業における退職一時金の種類（複数回答）は、社内準備による退職一時金を採る企業の割合が74.0%と最も高い。その場合の退職一時金の主な算定方式については、退職時の基本給の全部又は一部に勤続年数別支給率を乗ずる方法を用いている企業の割合が42.6%、勤続年数・資格等に応じて毎年ポイントを付与し、その累積ポイントに企業ごとに定めている一定の額を乗じて

退職一時金を決定するポイント制を用いている企業の割合が27.3%となっている。

#### ウ 企業年金制度について（別表第3）

企業年金制度がある企業における企業年金の種類別の採用割合（複数回答）は、確定給付企業年金が58.1%（平成28年調査では53.4%）と最も高く、次いで確定拠出年金（企業型）が48.7%（平成28年調査では37.7%）、厚生年金基金が3.7%（平成28年調査では19.4%）となっている（各企業年金制度の概要は、別表第3の（参考）参照）。

平成28年調査と比較して、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）の採用割合が増加する一方、厚生年金基金は、厚生年金保険法等の一部改正により、平成30年度末まで他の企業年金への移行促進や特例的な解散制度の導入等が行われ、採用割合が低下している。

なお、企業年金のうち、退職時以降に企業年金の全部又は一部を一時金として受給することを本人が選ぶことができる選択一時金制度があるものが79.5%（平成28年調査では69.7%）を占めている。

#### ② 退職給付額について（別表第4）

退職給付制度がある企業において、令和2年度中に勤続20年以上で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員は151,355人となっている。このうち、後述する国家公務員（定年退職者及び応募認定退職者）との比較の対象となる定年退職者は97,537人、会社都合退職者は26,477人となっている（平成28年調査では定年退職者72,289人、会社都合退職者25,895人）。

これらの者の退職一時金の額と企業年金現価額（注参照）を合わせた退職給付額の勤続年数別、退職事由別の平均額は、別表第4に示すとおりである。

なお、企業年金の支給基準に基づき一時金で支給された分については、その位置付けに鑑み、企業年金現価額の中に含めて集計を行った。また、企業年金については、事業主が拠出した額を比較対象とするという観点から、本人拠出がある場合には本人拠出分を除いて事業主拠出分のみを集計した。

（注）企業年金については、将来支払われる年金総額を退職時点の現価に換算し、この額と企業年金の支給基準に基づき支払われた一時金との合計額を企業年金現価額とした。

企業年金（確定拠出年金（企業型）を除く。）の現価換算に当たっては、官民の年金額をそれぞれ同じ物差しで退職時価値に換算するよう、官民共通の現価換算率によってその額を算出することとし、その換算率としては、厚生労働省告示により定められている企業年金の最低積立基準額算出の割引率（令和2年度は0.81%）を用いた。

確定拠出年金（企業型）については、退職時点における事業主拠出分の個人別管理資産額を現価とすることを原則とし、本人拠出を行っているなど事業主拠出分の個人別管理資産額を把握できない場合には、事業主拠出額、拠出期間及び他の退職給付制度からの移換額を基礎に現価額を算出することとした。その換算率としては、確定拠出年金（企業型）の運用商品として最も選択割合

が高い定期預金商品の利率（預入金額3百万円未満の5年定期預金金利（店頭表示の平均年利率）の平成23年度から令和2年度までの10年平均（0.026%））を用いた。

## 2 国家公務員の退職給付調査の結果

### (1) 退職給付制度の概要

国家公務員が退職する場合には、社会保障として官民共通に支給される公的年金とは別に、退職給付として、民間企業の退職一時金に対応するものとして一時金で支給される退職手当と、企業年金に対応するものとして支給される共済年金の退職等年金給付及び経過的職域加算額（旧職域部分）（以下「共済年金給付」という。）がある。

退職手当は、退職日の俸給月額等を基礎として、退職事由及び勤続期間別に定められた支給率等により算出される。一方、共済年金の退職等年金給付は各月の標準報酬の月額等に一定率を乗じた付与額とこれに対する利子の累積額を基礎に算出され、経過的職域加算額は平成27年10月1日前の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額等の平均額を基礎に平成27年10月1日前の組合員期間の月数等を乗じて算出されるものであり、これらは退職事由による支給額の差は生じないが、勤続年数が長いほど支給額が高くなる。

### (2) 退職給付額について

#### ① 支給額の把握手法

1に示した民間企業の退職給付との比較を行うため、本院は、令和2年度中に勤続20年以上で退職した行政職俸給表(一)の適用を受けて

いた国家公務員（大学卒（大学院修了を含む。）及び高校卒）の退職手当について内閣人事局が実施した国家公務員退職手当実態調査によって支給額を把握し、また、これらの職員の共済年金給付の支給予定年額について調査した。

これを基に、本院において、民間企業の企業年金の現価換算で用いたものと同じ率（0.81%）を用いて退職時点の現価に換算した共済年金給付の額（以下「共済年金給付現価額」という。）と退職手当の額を合計した退職給付額を把握した（1(2)②の（注）参照）。

なお、共済年金給付についても、民間企業の退職給付と同様に使用者が拠出した額を比較対象とするという観点から、本人拠出分は含めずに集計した。

## ② 退職給付額について（別表第5）

令和2年度中に勤続20年以上で退職した行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員のうち、定年退職者は3,170人、応募認定退職者（注参照）は759人となっている（平成28年調査では定年退職者1,988人、応募認定退職者817人）。

定年退職者及び応募認定退職者の退職手当の額と共済年金給付現価額を合わせた退職給付額の勤続年数別の平均額は、別表第5に示すとおりである。

（注）応募認定退職者は、早期退職募集制度に基づき、各省各庁の長等が職員の年齢別構成の適正化を図ること等を目的として行う早期退職者の募集に応募し、各省各庁の長等が定めた募集要項に合

致する旨の認定を受け、各省各庁の長等が定めた退職すべき期日に退職した者であることから、退職手当法上、官側の都合による退職と整理されている。

## II 退職給付水準の官民比較及び見解

本院は、Iで把握した民間及び公務における退職給付額の実態を基礎として、公務と民間の同職種の者について退職事由及び勤続年数を合わせて退職給付額を対比させ、官民の退職給付水準を比較した。

具体的には、公務においては行政職俸給表(一)適用職員、民間企業においては公務の行政職俸給表(一)適用職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤従業員について、退職事由別（公務の定年退職と民間の定年退職、公務の応募認定退職と民間の会社都合退職）、勤続年数別に退職給付額（いずれも使用者拋出分）を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較（ラスパイレス比較）を行った。すなわち、仮に個々の国家公務員の退職者に退職事由及び勤続年数を同じくする民間企業従業員の退職給付額を支給したとすればこれに要する支給総額と、現に国家公務員の退職者に支給されている退職給付額の支給総額を比べてどの程度の差があるかを算出した。

その結果、別表第6に示すとおり、1人当たり平均の退職給付額は、公務24,070千円（うち退職手当21,850千円、共済年金給付現価額2,220千円）に対して民間24,055千円（うち退職一時金11,480千円、企業年金現価額12,575千円）となり、公務が民間を15千円（0.06%）上回っている。

上記の官民の退職給付水準の比較結果に基づき、国家公務員の退職給付の取扱いについて検討を行うことが適切である。



以 上

別表第1 退職給付制度の普及状況

(単位：%)

項 目	割 合
退職給付制度がある	92.3 (100.0)
退職一時金制度がある	(89.2)
退職一時金制度のみ	(52.1)
退職一時金制度と企業年金制度を併用	(37.0)
企業年金制度がある	(47.9)
企業年金制度のみ	(10.8)
退職給付制度がない	6.9
不明	0.8

(注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業45,121社について集計した。

2 ( )内は退職給付制度がある企業を100とした場合の割合を示す。

別表第2 退職一時金制度の状況

(単位：%)

項 目		割 合	
退職一時金制度がある		82.3 (100.0)	
退職一時金制度の種類(複数回答)	退職一時金(社内準備)	(74.0) [100.0]	
	算定方式	退職時の基本給の全部又は一部×勤続年数別支給率 (+定額又はポイント制)	[42.6]
		別テーブル方式(退職金算定基礎給等×勤続年数別 支給率)	[12.4]
		ポイント制	[27.3]
		定額方式	[7.7]
		その他	[7.7]
		不明	[2.4]
	中小企業退職金共済(特定業種退職金共済〔建設業、清酒 製造業、林業〕を含む)	(29.3)	
	特定退職金共済	(5.9)	
	社会福祉施設職員等退職手当共済	(8.0)	
その他	(4.4)		
不明	(1.0)		
退職一時金制度がない		16.9	
不明		0.8	

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業45,121社について集計した。  
 2 ( )内は退職一時金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 3 [ ]内は退職一時金(社内準備)の制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 4 「退職一時金(社内準備)」とは、退職一時金制度のうち、退職一時金の支払準備を企業内で行う制度をいう。

別表第3 企業年金制度の状況

(単位：%)

項 目	割 合
企業年金制度がある	44.2 (100.0)
確定給付企業年金	(58.1)
確定給付企業年金（規約型）	(41.2)
確定給付企業年金（基金型）	(19.6)
確定拠出年金（企業型）	(48.7)
確定拠出年金（iDeCo+（イデコプラス））	—
厚生年金基金	(3.7)
自社年金	(0.6)
私学共済又は農林漁業共済の職域部分	(3.8)
その他	(0.2)
不明	(4.4)
企業年金制度がない	55.1
不明	0.8

複数回答

- (注) 1 事務・技術関係職種の従業員がいる企業45,121社について集計した。  
 2 ( ) 内は企業年金制度がある企業を100とした場合の割合を示す。  
 3 確定給付企業年金がある企業の割合は、確定給付企業年金（規約型）又は確定給付企業年金（基金型）の一方又は両方がある企業の割合である。

(参考) 各企業年金制度の概要

- 「確定給付企業年金（規約型）」… 労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、公的年金の上乗せ給付を行う制度をいう。
- 「確定給付企業年金（基金型）」… 母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資金を管理・運用し、公的年金の上乗せ給付を行う制度をいう。
- 「確定拠出年金（企業型）」… 企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金等を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、公的年金の上乗せ給付を行う制度をいう。中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易企業型年金（簡易型DC）」を含む。
- 「確定拠出年金（iDeCo+（イデコプラス）」… 企業年金（確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施していない中小企業において、従業員が加入している個人型年金（iDeCo）の加入者掛金に上乗せして、事業主が掛金を拠出することができる制度をいう。
- 「厚生年金基金」… 企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、又は同種同業の多数企業が共同（総合設立）で、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施する制度をいう。
- 「私学共済又は農林漁業共済の職域部分」… 私学共済とは、私立学校の教職員を対象とした私立学校教職員共済制度をいい、農林漁業共済とは、農林漁業団体の職員を対象とした農林漁業団体職員共済組合制度（農林年金）をいう。
- 「自社年金」… 企業が自ら年金資金を管理・運用する自由設計の年金制度をいう。

別表第4 民間における勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額

勤続年数	定年退職 (退職者計：97,537人)				会社都合退職 (退職者計：26,477人)			
	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額	退職者数	退職一時金	企業年金現価額	退職給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	821	3,949	2,229	6,178	480	8,468	4,441	12,909
21年	352	3,933	2,890	6,823	375	7,064	3,785	10,849
22年	958	4,318	3,405	7,723	395	5,733	3,727	9,460
23年	855	4,642	3,527	8,168	561	5,934	3,598	9,532
24年	662	5,686	3,718	9,404	372	5,756	5,129	10,885
25年	648	6,102	4,335	10,436	401	7,265	7,504	14,769
26年	740	6,006	5,131	11,136	585	8,562	9,594	18,155
27年	845	6,037	5,194	11,231	822	11,360	9,805	21,165
28年	1,409	6,946	5,641	12,587	1,436	15,465	12,423	27,888
29年	1,875	6,293	7,622	13,916	2,299	18,568	15,702	34,270
30年	3,163	6,348	8,157	14,505	3,037	20,064	18,062	38,126
31年	2,422	6,017	9,364	15,381	3,129	18,732	18,491	37,223
32年	3,055	6,526	10,067	16,593	2,874	17,650	18,375	36,024
33年	2,505	6,876	12,159	19,035	1,375	16,194	17,560	33,755
34年	3,358	6,931	15,768	22,699	1,193	16,431	17,897	34,328
35年	6,565	7,968	15,350	23,318	1,147	14,418	17,693	32,111
36年	8,664	8,201	16,171	24,372	1,265	14,762	16,456	31,218
37年	14,231	8,972	14,847	23,818	1,244	16,987	14,996	31,983
38年	8,903	9,309	14,223	23,532	1,491	18,290	13,479	31,770
39年	4,418	11,735	9,928	21,663	898	17,243	13,187	30,430
40年	5,895	12,692	8,881	21,574	631	14,447	13,476	27,923
41年	16,297	12,311	9,738	22,049	359	13,623	13,537	27,160
42年	7,794	11,819	10,562	22,381	73	13,376	15,246	28,621
43年	420	10,908	11,969	22,877	4	11,647	18,183	29,830
44年	282	14,975	10,144	25,119	16	6,224	10,406	16,630
45年以上	401	8,124	14,867	22,991	16	6,787	44,166	50,953

- (注) 1 「退職一時金」の額は、退職金規程等に基づき支給される保険、動産等を金額換算したものを含む額である。
- 2 上記のほか、今回の調査対象退職者としては自己都合退職24,711人及び役員就任退職2,630人がある。
- 3 退職給付額は、端数処理の結果、退職一時金と企業年金現価額の合計額と一致しない場合がある。
- 4 退職給付の額は、3年移動平均値を使用。
- 5 退職者数は母集団に復元した上で四捨五入したものであるため、退職者計と内訳の合計が一致しない場合がある。

別表第5 公務における勤続年数別、退職事由別退職者数及び平均退職給付額

勤続年数	定年退職 (退職者計：3,170人)				応募認定退職 (退職者計：759人)			
	退職者数	退職手当	共済年金 給付現価額	退職給付額	退職者数	退職手当	共済年金 給付現価額	退職給付額
	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円
20年	1	x	x	x	3	14,362	1,032	15,394
21年	2	x	x	x	3	15,280	1,204	16,484
22年	—	—	—	—	5	15,651	935	16,586
23年	—	—	—	—	2	x	x	x
24年	1	x	x	x	8	18,141	1,222	19,363
25年	2	x	x	x	9	19,034	1,100	20,134
26年	1	x	x	x	7	17,802	1,146	18,949
27年	2	x	x	x	13	19,445	1,286	20,732
28年	1	x	x	x	9	22,102	1,458	23,560
29年	4	15,688	1,891	17,579	17	21,264	1,521	22,785
30年	9	16,866	1,798	18,664	27	22,141	1,609	23,750
31年	24	18,873	1,857	20,729	27	23,134	1,682	24,816
32年	31	19,609	1,990	21,599	32	24,151	1,919	26,070
33年	37	20,895	2,034	22,929	42	24,326	1,834	26,159
34年	55	21,380	2,099	23,478	49	24,342	1,949	26,291
35年	116	22,113	2,154	24,267	61	24,159	2,001	26,160
36年	285	22,050	2,186	24,236	66	23,765	2,027	25,791
37年	374	22,063	2,222	24,285	66	23,327	2,024	25,350
38年	338	21,892	2,282	24,174	34	22,933	1,980	24,913
39年	74	21,376	2,276	23,652	56	23,059	2,011	25,070
40年	166	21,436	2,284	23,719	87	22,861	2,162	25,022
41年	338	21,464	2,349	23,813	136	23,148	2,373	25,520
42年	1,287	21,467	2,334	23,800	—	—	—	—
43年	9	21,251	2,800	24,051	—	—	—	—
44年	3	24,631	3,432	28,062	—	—	—	—
45年以上	10	23,328	3,135	26,463	—	—	—	—

- (注) 1 上記のほか、勤続20年以上の退職者としては、自己都合退職等319人がいる。  
2 退職給付額は、端数処理の結果、退職手当と共済年金給付現価額の合計額と一致しない場合がある。  
3 「x」は、個人情報保護の観点から数値を非公表としているものである。

別表第6 官民退職給付水準の比較結果

	民間 ①	公務 ②	比較結果 ①－② $\left[ \frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
退職給付額	24,055千円	24,070千円	△15千円 (△0.06%)